

「(仮称) 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1. 概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育所等を柔軟に利用できる制度です。

同制度は、令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施を見据え、令和6年度は市内45施設において試行的事業を実施しているところですが、令和7年1月14日付で令和7年度の国の基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）が内閣府令で公布されたことから、パブリックコメント手続を実施の上、新たに条例を制定して令和7年4月からの事業実施を目指します。

条例を定めるにあたって、パブリックコメント手続により市民の皆様から意見を募集した結果、164通（意見総数231件）の意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する本市の考え方についてお示しいたします。

2. 意見募集の概要

意見募集の期間	令和7年1月31日（金）～2月21日（金）
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
意見募集の周知方法	(1) 市ホームページ (2) かわさき子育てアプリ (3) かわさき情報プラザ、各区役所・支所の閲覧コーナー (4) 市民館 (5) 図書館 (6) こども文化センター (7) 市内保育事業者への通知（施設でのチラシ掲示や保護者への周知を依頼）

3. 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、利用時間、受入年齢、予約や利用の方法、制度継続の希望、その他実施施設の拡充や要件緩和及び特定施設での実施の希望などに関する意見などが寄せられました。

意見については、内閣府令の趣旨に沿ったもの、今後の施策・事業を推進する中で参考となるもの、施策に対する要望であったことから、予定どおり、内閣府令に基づく条例制定手続きを進めてまいります。

なお、意見募集開始時に参考資料でお示した国の基準（内閣府令）では、乳児室に必要な面積はこども1人につき1.65㎡となっておりますが、保育所等の設備及び運営の基準を定める本市の既存条例においてはこの必要面積を3.3㎡としていることから、保育所等と一体的に運営することが想定される乳児等通園支援事業においても、本市の既存条例に合わせて必要面積を3.3㎡とする予定です。

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	合計
(1) 利用時間に関する事			38件			38件
(2) 実施施設の拡充や要件緩和、その他体制の整備に関する事			37件	91件		128件
(3) 受入年齢に関する事			5件			5件
(4) 予約や利用の方法等に関する事			15件			15件
(5) 事業の継続や推進に関する事		30件				30件
(6) 設備や運営の基準に関する事	1件					1件
(7) 実施施設への支援に関する事			10件			10件
(8) その他					4件	4件
合計	1件	30件	105件	91件	4件	231件

《対応区分》

A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの D：質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

4. 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 利用時間に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	出来れば月に 20 時間に時間を増やして欲しいです。	乳児等通園支援事業は、令和 7 年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、利用上限時間も含め、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。	C
2	<p>本制度は、ふだん親がフルタイムで働いているなど、保護者が保育所等の利用条件を満たしていなくても、子どもが集団生活などの経験から学べるようにする、子どものための制度だと理解しています。そのためには、給食や午睡なども含めて、親の手を離れて経験できる機会も必要だと考えます。午睡まで過ごすためには、1 日につき 5 時間は必要になりますが、月 10 時間の制限内では、月に 2 回しか利用できません。必然的に隔週や不定期での利用になりますが、それでは環境に慣れるのが困難になり、生活リズムを作れずに、学びを得るに至らない子どもが多くなると考えられます。</p> <p>全国の多くの自治体では月 10 時間が精一杯ということもあろうかと思いますが、数少ない人口増加都市でもあり、先進的な地域であるべき川崎市は、独自に制限時間を拡張していくことが必要であると考えます。少なくとも月 20 時間までは利用できるようにすべきです。</p>		
3	<p>月 20 時間の利用を希望します。</p> <p>【同趣旨意見 他 1 4 件】</p>		

4	1ヶ月10時間なのに対し、保育園の1日は9-17時の8時間なので中途半端。5時間×2でも昼寝の途中になってしまったり、仲良くなったタイミングでのお別れとなってしまう、子どもに寄り添った制度となっていない。月16時間を希望する。	乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、利用上限時間も含め、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。	C
5	利用時間がひと月10時間だが、保育園の預かり時間は1日8時間なのでひと月16時間にしてほしい。		
6	誰でも通園制度の試行的事業を行っていますが、こども一人月の利用時間が10時間では、慣れるのに時間がかかります。もう少し長い方が慣れて子どもにも保護者にも保育者にもいいのではないのでしょうか。		
7	1回3時間また、月利用時間を拡大すべきである。3時間は、送り迎えを含めると、自宅でも休息は2時間程度である。準備も考慮すると、2時間の為に預けると、余計に疲れてしまう場合が多い。		
8	今保育園入園前の慣らしのつもりで週1回通っていますが、10時間を超える部分は実費になるのでもう少し通園利用時間が長いと嬉しいです。 【同趣旨意見 他16件】		

(2) 実施施設の拡充や要件緩和、その他体制の整備に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	幸区の対象施設の場所が区役所寄りに偏っており、日吉、南加瀬地区に全くないので通園にバスを利用しており不便。対象施設の拡大または分散を希望する。	令和7年度以降の乳児等通園支援事業の実施に際しては、利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。	C
2	対象施設が区の東部（区役所周辺）に集中しており、西部や川崎駅周辺などがないので分散してほしい。		
3	少なくとも川崎市内では、子どもの得られる体験に多様な選択肢を用意できるようにしたいです。そのためには、サービスを提供する施設が今以上に増えないと、生活圏内で市民が実際に選べるサービスがないというケースも多くなります。		
4	もう少々対象の園を広げてくださいとありがたいです（通える園が非常に少ないため）。保育士さん不足と言われている中で難しいとは思いますが、自宅保育は保育園に通っている子どもと比べて色々な遊び・経験に触れさせられていないという申し訳ない思いがとても大きいです。ご検討お願いします。		
5	受け入れ園や場所の拡充を希望します。 【同趣旨意見 他5件】		

6	<p>利用できる施設が少なく残念です。今後は利用できる施設を増やしてほしいです。施設が少ないのは現場での受け入れ体制ができていないことも原因ではないかと思うので、保育士さんの確保なども進めていただきたいです。</p>	<p>令和7年度以降の乳児等通園支援事業の実施に際しては、利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。保育士確保につきましては、就職相談会や保育所等見学事業のほか、今年度新たに実施した、潜在保育士の復職支援や高校生向けの保育体験など、将来に向けた保育士の確保なども含め、引き続き事業を実施してまいります。</p>	C
7	<p>現在専業主婦ですが、「少しだけパートをしたい」「育児に余裕がない」時に子どもをどこかに預けたくても、枠がなかったり、保育園が遠くてわざわざバスを乗り継いで行ったり、料金も高かったりで、結局何もかも諦めて我慢して預けること自体をやめました。なので、親の就労関係なく子どもを預けられたりと、市が色々設備を整えてくださるのは大変助かります。ですが、保育環境が悪い所に預けてまで仕事をしたりリフレッシュをしたいという気持ちはないので、十分な環境を整えてからお願いしたいです。</p>	<p>乳児等通園支援事業の実施に際しては、関係部署間での連携を図りながら、お子様を安全に預かることができる体制の確保や適切な事業実施等に努めてまいりたいと考えております。</p>	C
8	<p>新規設立の施設であっても、利用者数や実績があれば、現に必要とされているということなので、制限を緩和し、利用可能な施設を増やすことこそが重要であると感じます。</p>	<p>令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。</p>	C

9	<p>昨年、誰でも通園制度の実施がはじまり乳幼児の保護者はとて喜んでいました。しかし、実際利用してみると希望の日に預けられない、月 10 時間受け入れてもらえない、体調不良や通院での急な預けが出来ないなど、期待外れだったとの声を聞きました。認可保育園は一時保育を受け入れる余裕がない園が多いため、認可外、地域保育園、一時保育専門施設が対象となれば受入数が大きく増えるかと思えます。</p>	<p>乳児等通園支援事業においては、設備及び運営の基準等を満たす限り、認可外保育施設であっても実施が可能となっております。令和 7 年度事業の実施に際しては、利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。</p>	C
10	<p>認可外保育園でも可能とすべきである。理由は以下です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園の誰でも通園の人数枠が少なすぎるため、予約が困難な場合が多く、必要な時に利用出来ない。 ・川崎市の認可保育園は車送迎が不可の保育園が多く、また近くに認可保育園がない場合もあるため、認可保育園に限定すると本当に必要な家庭の児が利用出来ない。 ・家庭環境や本当に大変な家庭は認可保育園に通わせられない場合がある。もっと小規模で、1人1人に親身に寄り添ってくれる認可外保育園にしか、利用出来ない親の心理の場合がある。認可は、大人数であり、そこに通わせようとするのは、心身のハードルが高く、結局我慢してしまったり、必要なのに諦めてしまう。その結果、余計に育児が困難になってしまう。本当に困っている、必要な家庭には、身近にある小規模の認可外保育園での利用が必要です。宜しく願いいたします。 		

11	<p>昨年度の施設募集要項では『川崎市市内において開設1年以上の施設』との縛りが設けられていることが確認できる。開設1年以上の経過を必須とすることは、質の担保のために必要とも思われるが、一方でタイムリーな開設と支援が難しくなる一因ともなる。誰でも通園制度の対象施設は、より多いことが望ましく、少なくとも開設6か月に渡り安定して運営されている施設、および学校法人、社会福祉法人、医療法人など法人背景が明確と思われる施設においては、開設からの期間の縛りなく対象とすることを検討されたい。また、募集要項にて、これらが毎年を渡り変化することも望ましくなく、その点についても条例に盛り込むことも検討されたい。</p>	<p>令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。なお、乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、実施事業者の募集方法等も含め、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。</p>	C
12	<p>地域の子育て支援や産前産後ケアに携わる者です。こども誰でも通園制度の認定施設、1年以上の条件を撤廃してほしい。対象施設が多くない上、多くのママから、申し込んでも予約が取れないことが多いと聞いています。産後ヘルパー訪問事業者として訪問する中でも中原区は実家の遠い核家族が多く、様々なサポートが必要であるのに、武蔵小杉エリアは一時保育の使える園自体が足りていない現状があるし、本当に辛い産後半年未満の保育の受け皿がない状況です。1年の条件を撤廃し、既存の一時預かり保育施設については積極的にこども誰でも通園制度が使える施設として認定してもらいたい。</p>	<p>令和6年度試行的事業の募集においては、お子様を安全・安心にお預かりできるよう、保育従事者の一定の経験や能力等を担保するため、御指摘の条件を設けさせていただきました。令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。</p>	C

13	<p>誰でも通園制度について、意見させて下さい。以前に利用させていただき大変ありがたい制度でした。しかし、登録した施設では利用が先着順かつ、途中から園児自体の定員が満員に達したため、誰でも通園制度の対象枠に空きがなくなっていました。結果、年内に2回しか利用ができませんでした。そこでお願いがあります。「いいんだよ HOME」を対象施設にしてください。こちらの事業自体が一時保育をしてくれるため基本的にいつでも利用が出来ます。しかし、現在は家庭の事情で金額の問題で特別な理由のときのみしか利用が出来ません。こちらが対象になれば育児がとてもしやすくなります。</p>	<p>令和7年度以降の乳児等通園支援事業の実施に際しては、利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。また、令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。</p>	C
14	<p>元住吉の「いいんだよ HOME」さんも通園施設に加えていただきたいです。近隣の一時保育は全然利用できません。</p>	<p>令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。</p>	C
15	<p>「いいんだよ HOME」で誰でも通園制度を使えるようにしてほしいです。中原区は一時預かり保育が少ないので、受け皿が必要です。</p>		
16	<p>「いいんだよ HOME」でも4月から誰でも通園制度の実施をしてほしい。他県から引っ越してきましたが、一時保育を利用できる施設が少ない、空きがないので、誰でも通園制度を利用できる施設を多くしてほしい。【同趣旨意見 他16件】</p>		

17	「いいんだよ HOME」で4月から誰でも通園制度を実施してほしい。開設1年以上という条件は曖昧であり、その条件が事業主体を正当に評価するものではないと考える。	令和6年度試行的事業の募集においては、お子様を安全・安心にお預かりできるよう、保育従事者の一定の経験や能力等を担保するため、御指摘の条件を設けさせていただきました。令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。	D
18	中原区の「いいんだよ HOME」さんで誰でも通園制度を実施していただきたいです。開設1年未満の施設でいらっしやると思うので、「開設1年以上」の基準も見直していただけたらと思います。ご検討の程、何卒よろしくお願ひいたします。		
19	「いいんだよ HOME」でもこの制度を導入できるようにしてください。開設1年に満たないですが、預けられる場所が一つでも多くあることが大事だと思います。私は横浜在住ですが、公費より補助が出る子育て支援施設の一時預かりはオープン時からOKです。なぜ開設1年経たないといけないのかがわかりません。 【同趣旨意見 他6件】		
20	「いいんだよ HOME」にて、誰でも通園制度の適用をお願い致します。現在、家族のみでこどもや若い夫婦が健全に育つ事は困難であり、施設にとって最も適した制度であると思います。	令和7年度事業の実施事業者につきましては、本市の予算や必要な受入枠等を踏まえた上で、所定の基準に基づいて選定させていただきます。	D
21	「いいんだよ HOME」にて4月から誰でも通園制度を実施してほしいです。お金がなくて困っている親を救えます。 【同趣旨意見 他80件】		

(3) 受入年齢に関すること

	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
1	対象年齢を小学校入学前までに拡大してほしいです。実際には幼稚園への入園は満3歳になった4月からとなっており、お誕生日が4月、5月など年度の中でも早いお子さんに不利益があります。また、お引越しして間もないお子さんなども、保育園や幼稚園が決まるまでの間預かる場所として、誰でも通園制度が有効だと考えます。	乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、受入年齢も含め、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。	C
2	対象年齢を未就学児までに広げてもらいたいです。子育て必死な親ほど気が付くとやつれて3歳を迎えています。幼稚園入園や引っ越しなど、ライフスタイルが変わるタイミングでもあります。そんな時、入園準備などちょっとしたタイミングで子どもをあずけられたらきっと川崎が住みよい街となる1つかと思います。		
3	利用対象が2歳児までという線引きに疑問を持ちました。満3歳を早く迎えるほど、利用出来ない期間が長くなってしまいますし、入園前世代が一番園に関わった方がいい期間なのではないでしょうか。満3歳を迎えても"就園するまで"を対象にして欲しいです。 【同趣旨意見 他2件】		

(4) 予約や利用の方法等に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>私は現在専業主婦で子供もまだ1人しか居ないとはいえ、両親遠距離で自分たち夫婦以外に頼れる大人が居ない状態のため、大人2人共インフルエンザで倒れてしまった時や私が急に入院した際などは特に一時預かりに助けられました。直前の予約や長時間の預かりはママズスマイルさんをお願いして誰通は使わなかった(使えなかった)のですが、今後は誰通でも直前予約や長時間対応などしてもらえたらもっと沢山利用したいなと思います。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。</p>	C
2	<p>預ける際のルールが多いなと感じますが(持ち物やオムツに名前全部書く、タオル持参など)、その保育園のルールに沿っているものと思いますので致し方ないかなと思っています。制度の継続と改善を期待しております。</p>		
3	<p>登録施設を複数にしてください。1箇所しか登録出来ないとその施設の事情で早期に利用できなくなってしまいます。また、川崎駅など繁華街で用事があるときにその周辺で預かってもらえれば、すぐに迎えに行くことも可能になるので、家の近く以外の施設でも利用できるよう複数登録出来ると利用幅が広がります。</p>		

4	<p>こども誰でも通園制度をぜひ利用したかったが、近隣の実施保育園に問い合わせたところ、最寄りの園は「普段から通っている園児でいっぱい使えない」という回答があった。少し離れたところも「利用したい日をあらかじめ1ヶ月分登録しておき、普段通っている園児が急遽欠席することになれば当日に連絡することはできる」との回答で使い物にならず結局登録できなかった。</p>	<p>令和7年度以降の乳児等通園支援事業の実施に際しては、利用したい方が利用したい時にサービスを受けられるよう、実施施設や受入枠の確保等に努めてまいります。</p>	C
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットで予約(変更取消も含む)完結希望 ・ 予約空き情報の見える化(利用者側の)希望 ・ 支払方法はクレジットや電子マネー希望 ・ 報告書も電子化希望 ・ 必要に応じて食事提供あり希望 ・ 登録園を複数可能希望(選択肢を増やしたい) 	<p>乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。なお、令和7年度以降は国の開発する『総合支援システム』がリリース予定となっており、空き状況の確認や利用予約等がWEB上で行えるようになる見込みです。</p>	C
6	<p>実施施設に登録に行くと、保育士が足りないため、登録できるが利用は難しい(枠が少ない)といわれました。また、予約は電話のみで先着。キャンセル待ちもできないとのことと不便すぎて利用出来ていません。施設側も手探りでかなり受け身でしたので、行政側が利用しやすいルールやサービスを構築し、施設側を指導しないと成り立たないと思います。いい制度だと思いますので、改善を期待しています。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。なお、令和7年度以降は国の開発する『総合支援システム』がリリース予定となっており、空き状況の確認や利用予約等がWEB上で行えるようになる見込みです。</p>	

7	<p>預ける時間がお昼を挟んでいると使えなかったり、園によって規定が違うので、もうちょっと保育園の情報を市の一覧で Web で見られるところで、保育園の規定が見られるといいなと思いました。25年4月1日現在でもいいので。ほんのちょっとでもいいので。いちいち全部の保育園に電話をかけないとわからないというも、日中にかけるのがとても大変でした。大変な割に、全部定員埋まっているし。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。なお、令和7年度以降は国の開発する『総合支援システム』がリリース予定となっており、空き状況の確認や利用予約等が WEB 上で行えるようになる見込みです。</p>	C
8	<p>誰でも通園制度の利用がもう少し利用しやすくなってほしい（予約のしやすさ）。</p>		
9	<p>リゾナーレ八ヶ岳にあるような、短時間の託児システムでも大変ありがたいです。</p>		
10	<p>詳細は市のホームページでは分からず、直接園に電話で問い合わせなければならないのも利用する側としては負担に感じたし、何より園側も忙しそうで申し訳なかった。</p>		
11	<p>保護者としてはお昼ごはんも含めて利用できるとありがたいです。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和7年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。</p>	C

12	<p>現在 2 歳児を自宅保育しており、仕事は持病のために退職しております。一時保育は利用しておりますが、保育士不足があり預かりを頼める日は良くて月に 1~2 度程度です。誰でも通園制度は知っていますが、かつて慣れない保育園に一時保育をお願いした際、子供の不安定さ(慣れない場所に置いていかれたと感じたことでのストレス)で翌日以降の子供の対応があまりに大変で躊躇しました。1 時間から利用できる、というのは親からは利点ですが子どもにとってはあまり現実的でない利用だと感じております。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和 7 年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。なお、令和 6 年度試行的児事業においては、お子様が慣れるまでの間は親子通園も可能としているところです。</p>	C
13	<p>子どもは急に熱を出したりするので、キャンセル期日が前日までなのは無理がある、と感じました。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和 7 年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。</p>	C
14	<p>試行的事業に参加しました。予約について、うちは開始当初からアプリを使用しましたが、利用者が少ないのでアプリでなくても管理できました。人数が多くなるとアプリがいいと思います。公立保育園は HP に載っていますが他の園は載っていないので不公平感を感じました。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、令和 7 年度には地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和 8 年度からは新たな給付制度として本格実施される予定ですので、今後の制度の詳細につきましては、国や他の自治体の動向等を踏まえながら適宜検討してまいります。</p>	
15	<p>試行的事業に参加しましたが、支払方法については、現金で毎回支払いとしたところ、保護者、事業者ともに手間を感じました。</p>		

(5) 事業の継続や推進に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>普段、妊婦健診などの通院の際や美容院に行く時などに利用しています。私が通える範囲の保育園では最大 3 時間しか預けられないので、長時間の用事がある時は民間の一時預かりサービスを使いますが、料金は誰通の方が 3 分の 1 程度なので本当に助かっています。</p>	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、国や他の自治体の動向等も踏まえながら、引き続き本事業を推進してまいります。</p>	B
2	<p>月 10 時間とてもありがたいです。同じ年くらいの年齢のお友達があまりいないので子供も保育園に行くのをとても楽しみにしています。私自身も子供と離れる時間ができ心身ともに少し楽になりました。今は月に 2 回、5 時間ずつ預けることが出来ています。週 1 回預けることができるととても助かります。</p>		
3	<p>今回の制度は月 10 時間であるからこそ、たくさんの親が預けられるというのも良い点だと思っています。娘も最初は泣いていましたがすぐに慣れて、保育園や幼稚園に通っていない状況で同じくらいの年ごろの子どもと交流できていることも、とてもありがたいです。4 月からは保育園通いになりますが、3 月までは利用させていただく予定ですし、ぜひ今後も続けてほしいと思っています。</p>		

4	<p>これまで近くの保育園の一時保育（リフレッシュ利用）は枠がいっぱいで何度問い合わせても預かってもらえなかった（妊娠中や妊娠の伴う入院時にも預かってもらえず苦勞した）中でこのような制度は素晴らしい制度だと思うので今後も続けてもらえると嬉しい。</p>	<p>全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、国や他の自治体の動向等も踏まえながら、引き続き本事業を推進してまいります。</p>	B
5	<p>とても良い制度だと思います。一時保育だと値段が高かったり、予約が取りづらかったりしましたが、誰でも通園制度は毎月しっかり予約出来ました。</p>		
6	<p>理由を問わない一時預かりがもっと必要だと思います。ママ自身の体調が悪いとか怪我したとかでも、小さい子どもを連れて病院に行くのは大変です。子どもが感染症をもらってきたり心配なので、ママが病院に行くのをためらったりすると思います。午前中だけ、午後だけ、2時間だけ、でも、気楽に預けられる施設が必要だと思います。</p>		
7	<p>理由を問わない一時預かりの施設はもっと必要だと思います。認可保育園だと定期のお子さんが優先されるので、一時保育専門の施設が増えるともっと子育てしやすい街になると思います。</p> <p>【同趣旨意見 他23件】</p>		

(6) 設備や運営の基準に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>こども誰でも通園制度は0歳～2歳を対象としているため、乳児室やほふく室を利用することが想定されるが、現行の市の条例では乳児室、ほふく室とも必要面積を1人あたり3.3㎡としており、今回国から示された基準ではこれが乳児室1.65㎡、ほふく室3.3㎡となっている。在園児と合同で受入を行う場合に、異なる面積基準が混在することにならないか。</p>	<p>乳児室については、国の基準と本市の既存条例（川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例など）とで必要面積に関する基準が異なっておりますが、在園児合同の一般型や余裕活用型において異なる面積基準が混在することを避けるため、今回制定を予定している川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例においても、本市の既存条例に合わせて乳児室の必要面積をこども1人あたり3.3㎡とする予定です。</p>	A

(7) 実施施設への支援に関すること

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	<p>誰でも通園制度の試行的事業を行っていますが、特に0歳児のこどもを保育園に預けたい保護者が多くなっており、制度の重要性を実感しています。ご家庭で0歳児の子どもの育ちについての不安が常につきまとっている様子が見受けられます。初めてくる子どもは、1時間くらい当然のように泣きますので、1対1で保育士がつくことになります。0歳児の補助単価が1300円、1歳児の補助単価が1100円というのは、ベテランの保育士の一人分の時間給にもなりません。もう少し、単価を上げていただくことはできないでしょうか？</p> <p>こども一人月の利用時間が10時間では、慣れるのに時間がかかります。もう少し長い方が慣れて子どもにも保護者にも保育者にもいいのではないのでしょうか？また、10時間という制約の中で預かりと生活指導を行うのは、時間的に厳しいです。始まる前の面接や指導時間は別枠にして、面接单価、指導単価として支払っていただけるとお互いに時間を気にせず、話ができ、効果も上がるのではと思います。また、一人一人の利用について、事務経費もかかります。事務経費は利用人数に関わらず、かかってきますので別枠での支払いをお願いしたいです。</p>	<p>令和7年度乳児等通園支援事業における実施施設への補助につきましては、国の基準どおりとする予定です。令和8年度以降の本格実施に向けては、令和6年度試行的事業や令和7年度事業の利用状況等を分析するとともに、実施事業者の御意見等も伺いながら、分析結果や課題等について国に報告してまいりたいと考えております。</p>	C

2	<p>保育園の人事を担当しています。長年保育士不足に苦しめられているので、保護者の自由時間を保障するために保育士を更に確保しないとならないと思うと今から憂鬱です。年々上昇する採用手数料、欧米式の働き方に移行しつつある保育士の短期離職等に対する何らかのフォローと、人の休みの為にハードな仕事を行う保育園職員へのメンタルケア、納得のいく収入の保障を求めます。</p>	<p>令和7年度乳児等通園支援事業の詳細については、今後、国から、事業実施の手引きや各種FAQなどが示される予定ですので、それらを確認し、事業者に共有した上で、市の対応について、必要に応じて適宜検討してまいります。</p>	C
3	<p>川崎市として運営事業者を支援する施策が必要と考えます。具体的には、基準がどのような形で満たせるのかを例示したり、アドバイスをしたり、基準を満たすために施設の改修や新たな施設の獲得など実施する事業者資金面も含めた支援策を用意したり、ということが必要と考えます。</p>		
4	<p>園の負担を軽減できるよう、システム導入など施設に合わせた補助までしてほしい。</p>	<p>令和7年度乳児等通園支援事業における実施施設への補助につきましては、国の基準どおりとする予定です。令和8年度以降の本格実施に向けては、令和6年度試行的事業や令和7年度事業の利用状況等を分析するとともに、実施事業者の御意見等も伺いながら、分析結果や課題等について国に報告してまいりたいと考えております。</p>	C
5	<p>実施する施設には、資金的なインセンティブがあるわけではなく、保育の負荷はもちろん、事務作業も増える一方です。現場では、最低人数の中、子どもたちの安全を守ることに必死になっています。事業継続のためには、保育施設での増員や環境整備のための資金援助も必要と感じます。</p>		

6	<p>試行事業に参加しました。国（こども家庭庁）の方に話を伺う機会があり、国としては今年度の広報は抑えていたとおっしゃっていましたが、次年度はHP、掲示チラシを使って市民の目につく広報をお願いします。</p>	<p>令和6年度試行的事業においては、市のホームページのほか、子育てアプリ、SNS、区役所や各公共施設へのチラシ配布などにより制度の周知・広報を行ってまいりました。令和7年度事業につきましても、引き続き周知・広報の充実を図ってまいりたいと考えております。</p>	C
7	<p>実施施設側としては、保護者に対してご用がなくても預けてくださいとご案内しております。しかし、一般の保育園の保育士は預ける要件を求めているので保護者と非実施施設の保育者にも意識改革は必要なことと感じました。</p>	<p>令和7年度乳児等通園支援事業の詳細については、今後、国から、事業実施の手引きや各種FAQなどが示される予定ですので、それらを確認し、事業者に共有した上で、市の対応について、必要に応じて適宜検討してまいります。</p>	C
8	<p>事業者間の問題や行政への依頼等も必要と思うので、実施施設の連絡会が区単位であるとよいと思います。また、行政の相談窓口について、制度をよく知る職員が現場に来て相談に乗れる体制を整えることが必要と思います。</p>		
9	<p>今年度は市への報告書面の提示がありましたが日誌や支払いの記録なども提示してもらえるといいです。</p>		
10	<p>「申請が難しく、受け付け締め切りが短い」という声を他の事業者から聞きました。申請内容の簡略化や申請受付期間の工夫（年2回受付など）や事前予告があるといいです。</p>	<p>乳児等通園児支援事業については、国の基準や要綱等を基に制度設計を行う必要がございますので、引き続き国の動向等を踏まえながら、必要な情報を適宜適切に事業者にも周知できるよう努めてまいります。</p>	C

(8) その他

	意見(要旨)	市の考え方	対応区分
1	保育料のベースを下げたい。第二子保育料無料、第一子から無料にして欲しい。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令により、算定根拠(市町村民税の参照年度等)が定められており、父母の市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設定した階層区分に応じて、決定することとなっております。本市においては、利用者の所得等に一定配慮し、市が独自に負担することで、国が定める金額以下の保育料を設定しているところです。また、多子世帯における認可保育所等の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、県内他政令市に先駆け令和6年4月から実施しました。他自治体の動向についても承知しておりますが、保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	E
2	保育料の完全無償化を実現してほしい。何卒お願いいたします。		

3	<p>保育所等に通っているこどもであっても、土日などで、一時保育施設等でのお預かりに対して対象を広げて欲しいです。</p>	<p>乳児等通園支援事業は、保育所等に入所していない乳幼児を対象として実施するものと児童福祉法等で定められております。また、本市においては、土曜保育や休日保育を実施しております。</p>	E
4	<p>私の住む多摩区では申込者が多く、保育園自体に入りづらい状況が続いています。来年度復帰予定ですが、保育園に入れず仕事を辞めなければいけない選択肢も出てきます。通園制度の充実ももちろんですが、誰もが保育園に入れるように早急に対応していただきたいです。</p>	<p>本市では、就学前児童数の減少等の影響により定員に満たない既存保育施設が増加していることから、既存保育施設等の有効活用を前提とし、今後のマンション建設により人口が引き続き増加することが見込まれるエリアに限定して保育所を整備するなど、一人でも多くの方が希望する保育所等に入所できるよう、引き続き受入枠の確保に努めてまいります。</p> <p>また、御希望の保育所等を内定保留となった方に対しては、引き続き、区役所窓口において、各家庭の状況や要望をお伺いしながら、利用可能な施設やサービスとのマッチングを図ってまいります。</p> <p>なお、保育所等における受入枠につきましては、保育を必要とする方の利用を前提としながら、乳児等通園支援事業の円滑な実施に向けて、実施施設や受入枠の確保等に取り組んでまいります。</p>	E